

## 名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」について

### 1 趣旨

子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、公平・中立かつ専門的な立場から子どもの最善の利益を確保することを目的に、子どもの権利が広く保障されるよう働きかけを行う第三者機関（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に定める市長の附属機関）として設置【設置根拠：名古屋市子どもの権利擁護委員条例】

### 2 概要

#### (1) 機能

子どもの権利の侵害に対して、子どもや保護者などからの相談・申立て又は権利擁護委員の自己発意に基づき、必要に応じて調査・調整・勧告等の機能を用いて、子どもの権利の回復を図るとともに、子どもの権利に関する普及啓発を広く推進していく。

#### (2) 体制

子どもの権利擁護委員 5 名（学識経験者、弁護士）  
調査相談員 10 名（社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等）  
事務局（子ども未来企画室分室）

#### (3) 開所日時

月・火・金：11～19 時 木：11～20 時 土：11～17 時

※ 相談受付は、閉所時間の 30 分前まで

※ 水・日・祝日及び年末年始は閉所日

※ 水曜日は権利擁護委員、調査相談員全員でケース検討会議を実施

#### (4) 相談受付方法

電話（子どもはフリーダイヤル）、面談、FAX、手紙

### 3 活動状況

#### (1) 相談等

##### ア 相談件数（令和元年度）

	令和 2 年 1 月 (14 日～)	2 月	3 月	計
初回件数	38 件	21 件	6 件	65 件
延べ件数	93 件	165 件	94 件	352 件

##### イ 申立て数（令和元年度）

1 件

##### ウ 主な相談内容

学校・行政機関の対応（コロナ関係等）、いじめ・不登校、対人関係の悩み、親子関係の悩み等

## (2) 広報・普及啓発活動

- ア 機関紙の発行 令和元年12月(第1号)、令和2年5月(第2号)  
学校、幼稚園、保育所経由で児童・生徒に配付
- イ 広報用カード 令和2年2月 市内コンビニ(ファミリーマート)各店舗に  
おいて配架  
令和2年2~4月 市内学校経由で児童・生徒に配付
- ウ 広報なごや 令和2年1月号「市政トピックス」 4月号表紙
- エ テレビCM 令和2年1月
- オ 新聞広告 令和2年2月 中日・読売・朝日・毎日・日経の各紙
- カ 市政出前トークを活用したPTA研修への講師派遣
- キ 地域における普及啓発の展開等についての市民団体との意見交換
- ク 公式Twitterの開設 令和2年5月  
URL : <https://twitter.com/NagomokkaNagoya>

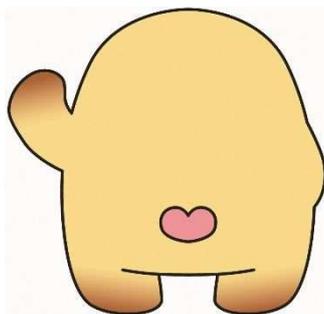


## 4 マスコットキャラクターについて

子どもに親しみを感じてもらおうよう、子ども自身がデザインしたマスコットキャラクターを公募し、選考の結果、7月31日にキャラクターデザインを決定



【前面】



【背面】

(応募者からのひとこと)  
何事にも焦らず、のんびり、ゆっくりが大切という意味を込めてなまけもの。

※ 応募総数845点のうち10点を選考し、子どもによる投票(令和2年5月7日~6月30日)の結果、最も得票の多かった本作品をマスコットキャラクターとして採用

### ○名前の募集について

子どもから、マスコットキャラクターの名前を募集

※ 令和2年9月頃に発行予定の機関紙(第3号)や市ウェブサイト、公式ツイッター等で広報予定